

	質問	回答
1	薬局の中で疑義照会すべきか判断できない場合、医大薬剤部に相談してもよいか？	相談がある場合には薬剤部で対応させていただきますが、疑義照会の代わりにはなりませんのでご注意ください。 疑義照会の必要性の最終判断については、調剤される薬剤師の先生が決定ください。
2	ほかに検査値情報が必要な場合は聞いてもよいか？	まずは患者さんご本人に検査値情報についてご確認をお願いします。基本的には、今回表示される検査値をご確認いただければ、対応可能な事例が多いと考えます。
3	検査値の推移は確認できるか？	表示される検査値は過去90日以内に測定された直近の値です。基本的に、推移については過去分の検査値表示をご確認ください。
4	検査値を用いた生活指導を行ってよいか？	検査値だけではわからないことも多くありますので、 <u>慎重な検討が必要です。</u> 主治医の意向について確認が必要と思われるので、個々の事例でご検討ください。
5	問い合わせではないが、医師に知らせておいた方が良いと判断した場合どうしたらよいか？	トレーシングレポート（服薬情報提供書）を記載してFAXでお送りください。電子カルテに取込み、その旨をカルテに記載いたします。なお、当院薬剤部のホームページにトレーシングレポートに関する説明が掲載されております。専用の服薬情報提供書を準備しておりますので、様式をダウンロードして頂き、必要事項を記入のうえ、FAXにて薬剤部 医薬品情報管理室までご送信下さい。
6	検査情報を切り取ってお薬手帳に貼ってよいか？	<u>患者さんの同意があれば</u> 、お薬手帳に貼るなど、活用してもらって構いません。
7	検査値等が記載されている右半分の保管義務はあるか？	右半分の保管義務はありません。また、患者が右半分を必要とする場合は、コピーあるいはデータを書き写し、患者に返す必要があると考えます。
8	患者様が切り離しの際、処方箋の部分を破いてしまった場合の対応部署はどちらになるか？	再発行が必要な場合は、外来に依頼していただくこととなります。再発行の必要性については、破損の程度に応じて個別に対応いただければと思います。